

平成 28 年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から本市の LED 防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

本市では平成 21 年度から防犯灯の LED 化を進め、これまでに約 155,000 灯の LED 防犯灯を整備してきました。

今年度は、市内に残る、自治会町内会所有の鋼管ポールタイプの防犯灯約 22,800 灯を、一斉に LED 防犯灯へ交換する「鋼管ポール LED 防犯灯 ESCO 事業」を進めているところです。

この事業を進めるにあたり、自治会町内会の皆様には申請に係る手続きなど多大な御協力をいただき深く感謝しております。

現在、現地調査及び交換工事を行っており、今年の 12 月末を目途に LED 化工事を終え、29 年 1 月から 3 月で東京電力関係の手続き等を行う予定です。

工事の際には、工事前に自治会町内会の連絡者様へ、工事業者から御連絡をいたしますので、改めて御協力のほどよろしくお願いいたします。



鋼管ポール LED 防犯灯 ESCO 事業について

(1) 事業者

市内全域において、川本工業株式会社を代表企業とするグループが事業者となります。

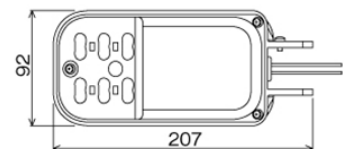
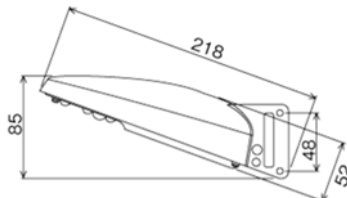
(2) 施工期間

平成 28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日

(3) 設置器具の仕様

ESCO 事業者の提案により、東芝ライテック(株)製の器具となります。

「LEDK-78927NP-LS1」 定格消費電力 8.9W



28 年度は、鋼管ポール LED 防犯灯 ESCO 事業の LED 化工事に伴い、申請手続きなどの混乱を避けるため、鋼管ポールの新設は行いません。御理解くださいますようお願いいたします。

※鋼管ポールの新設については、29 年度以降に整備を進めるよう調整してまいります。



28年度の直営工事の実施について

今年度は、「鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業」とは別に、本市の直営工事により、電柱へのLED防犯灯の新設等を行います。

今回、申請できる内容は次のとおりです。

【申請1】電柱へのLED防犯灯の新設

多くの市民が通行する道路で、周辺に明かりが無く、夜間の歩行に支障があるなど、明かりを必要とする場所への新設

【申請2】電柱に設置されている不要な防犯灯の撤去

電柱に設置されている自治会町内会所有の不要な防犯灯の撤去

【申請3】電柱に設置されている蛍光灯防犯灯等のLED化

26年度に実施したESCO事業でLED化されず、現在も蛍光灯等のまま電柱に残っている自治会町内会が所有・維持管理している防犯灯のLED化

<申請書類および提出期限について>

- (1) 電柱へのLED防犯灯の新設は、26、27年度に申請書を提出し見送りとなっている申請については、新たに申請書を御提出していただく必要はありません。
- (2) 申請書類は、各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (3) **提出期限：平成 28 年 7 月 29 日(金)まで**に、各区役所地域振興課に御提出ください。
- (4) 設置については、「横浜市防犯灯設置基準」に基づいた設置となります。申請場所が設置基準を満たさない場合は設置できませんので、御了承ください。

<電柱への新設の注意点> (手引きより一部抜粋)

- (1) 東電柱及びNTT柱が設置の対象になります。申請先に、東電柱及びNTT柱の両方がある場合には、東電柱を優先してください。
- (2) 他の屋外照明との距離がおおむね25m以上ある場所を選定してください。
- (3) LED防犯灯は、原則地上から4.5m以上の高さの位置に設置します。
- (4) 多くの市民が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路などの特定の人しか利用しない場所は避けてください。

また、多くの要望がございますことは認識しておりますが、皆様からの全ての要望に対応することができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。



28年度LED防犯灯整備灯数の目安

- (1) 鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業 : 市内全域 約 22,800 灯
- (2) 電柱へのLED防犯灯の新設 : 市内全域 約 1,800 灯



横浜市が設置したLED防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したLED防犯灯（ESCO事業で設置したLED防犯灯を含む）については、電気料金の支払いや故障時の修繕などの管理は横浜市が直接行っておりますが、故障発見及び連絡などの日常の見守りにつきましては、引き続き自治会町内会の皆様のご協力をお願いいたします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。**

〇〇区地域振興課 電話045- -

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

①管理番号（黄色のプレート・銀色のシールに記載されている番号です。※下図参照）

管理番号が不明な際には、電柱番号・住所・目標物などをお知らせください。

②不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」等）

③不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、他の防犯灯より点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
灯具の横に黄色のプレートが付いています。 	ポール本体に銀色のシールまたは、黄色のプレートが付いています。 
 	シールタイプ  プレートタイプ 

LED防犯灯の寄附制度について

～自治会町内会でLED防犯灯を独自に設置する際にご検討ください～

自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

寄附の手続きを行った防犯灯は、その後の電気料金の支払いや故障時の修繕対応などを横浜市が行っていきます。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。

寄附の手続きの詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

市民局地域防犯支援課

住所：横浜市中区港町2-6 横浜関内ビル3階

※来課される際は事前にご連絡をお願いいたします。

電話：045-671-3709



担当：市民局地域防犯支援課

電話：671-3709

FAX：664-0734